

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年6月9日（令和2年（行個）諮問第100号）

答申日：令和3年9月6日（令和3年度（行個）答申第64号）

事件名：本人の申告に係る申告事案調書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私は、平成29年特定日に偽装請負の件で兵庫労働局に申告相談し、令和元年特定日に兵庫労働局の担当者から、私に対して結果の説明があったが、これにかかわる調査結果の資料全て。（請負先：特定事業所A，請負元：特定事業所B）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表1の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月18日付け兵労個開第204号により兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

調査結果の全部の開示を求める。

調査の結果、違法が確認できなかったとする理由が不明のため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和元年10月23日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対し処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はその取消しを求めて、令和2年3月11日付け（同月13日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとし、その余の部分については、法の適用条項を

一部改めた上で、不開示とすることが妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）49条の3の規定に基づき行った申告及びその処理に係る文書で、別表1の1欄に掲げる文書1ないし文書11の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について（別表1の2欄に掲げる部分）

ア 法14条2号該当性について

文書1⑧、⑨、⑪及び⑭ないし⑯、文書2②a、③、④a、⑤a、⑥a、⑦ないし⑩、⑪a及び⑫ないし⑳、文書3②、文書4②a、③ないし⑤、⑥a、⑦a、⑧a、⑨、⑩a及び⑪ないし⑰、文書5①及び②、文書6、文書7②a、③、④a、⑤、⑥a、⑦a、⑧ないし⑪、⑫a及び⑬a並びに文書11には、個人の氏名、役職、住所、電話番号、印影及びメールアドレス等が含まれている。当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

(ア) 文書1①ないし⑫及び⑭ないし⑱並びに文書11

当該部分には、特定事業所A及び特定事業所B（以下「両事業所」という。）に関する情報及び両事業所に対する都道府県労働局（以下「労働局」という。）の対応に関する情報が含まれており、これらの情報が開示された場合、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書2①a、文書4①a並びに文書7①a、②a及び⑥a

当該部分には、弁護士印影が記載されており、公にすることで、偽造されるなどより、弁護士業を営む当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロ該当性について

文書11は、兵庫労働局が両事業所に対し労働者派遣法に基づく指導監督を行う際に、同労働局との信頼関係を前提として任意で提出したものであり、その内容は、両事業所の実態を明らかにする情報である。当該部分は、これを開示した場合、指導監督機関と当該事

業所との信頼関係が失われ、関係資料の提出等情報提供に非協力的となるなどのおそれがあることから、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号イ該当性について

文書1②ないし⑱及び文書11には、審査請求人からの相談に係る労働局の判断、対応方針、労働局が両事業所を調査したことにより入手した情報等が具体的に記述されており、これらの情報が開示されると、労働局が行う検査、指導等について、関係者からの事情聴取、実態確認のために必要な資料収集等の調査の方針、実施状況、手法等が明らかになるおそれがあり、それらを基に、今後、当該事業主以外の調査対象となる事業主が法令違反の隠蔽を行うなど、国の機関が行う監査、検査、取締り等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条5号該当性について

原処分では、法14条5号に該当する情報を不開示とするとしていたが、対象文書には上記アないしエに該当する情報のみが確認されたため、諮問庁としては、対象文書に法14条5号に該当する情報は記載されていないと判断した。

(3) 新たに開示する部分について

文書2①b、②b、④b、⑤b、⑥b及び⑪b、文書3①、③及び④、文書4①b、②b、⑥b、⑦b、⑧b及び⑩b並びに文書7①b、②b、④b、⑥b、⑦b、⑫b及び⑬bについては、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、「調査の結果、違法が確認できなかったとする理由が不明」である旨主張しているが、法に基づく開示請求に対しては、上記（2）のとおり、保有個人情報ごとに法の規定に基づき開示・不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち上記3（3）に掲げる部分を新たに開示することとし、その余の部分については、適用条項を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イに改めた上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|----------|-------------------|
| ① | 令和2年6月9日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月9日 | 審議 |
| ④ | 令和3年8月6日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月31日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イに該当するとして、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表1の3欄に掲げる部分）について

ア 通番8、通番9及び通番11

当該部分は、申告事案の処理経過簿の記載の一部である。

当該部分のうち、兵庫労働局各担当官の本件事案に関する担務の記載は、当該各担当官の職氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報の記載であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報から推認できる内容であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。当該部分には、このほか同号に規定する情報が記載されているとは認められない。

当該部分のその余の部分は、具体的には、審査請求人を含む共同申告者の申立内容及びそれに基づく調査方針と調査結果、審査請求人を業として代理する者の職名、両事業所（特定事業所A及び特定事業所B）の名称及び両事業所から兵庫労働局に提出された資料の名称等である。そのうち審査請求人の代理人の職名及び両事業所の名称は審査請求人が知り得る情報であり、また、両事業所提出資料の名称は、下記コにおいて当審査会が開示すべきと判断した内容である。その余は、事務的な記載のほか、原処分において開示されている内容から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であ

ると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、当該事業所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働局が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2ないし通番7及び通番17

当該部分は、申告事案調査書及び処理経過簿において、兵庫労働局担当官が本件事案についていわゆる「37号告示」（昭和61年労働省告示第37号「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」を言う。以下同じ。）に則した検討評価を行った結果を記載した一部であるが、そのうち当該部分は、37号告示の記載を引用している部分である。

原処分において開示された部分において、本件事案について37号告示に則した調査検討を行ったこと及びそれにより労働者派遣法違反の事実が特定できなかった旨が担当官から審査請求人に伝えられていることが確認されることから、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番10、通番12及び通番18

当該部分は、処理経過簿の記載の一部である。

当該部分のうち、通番10（1）、通番12（1）及び通番18は、兵庫労働局担当官から審査請求人の代理人に伝えられた内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分は、下記コにおいて開示すべきと判断された両事業所提出資料の名称のほか、事務的な記載にすぎない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番13

当該部分は、処理経過簿の記載の一部であるが、兵庫労働局担当官と審査請求人の代理人との間の事務的な日程調整及び同局における事務的な内容に係る記載であり、いずれも原処分において開示されている情報から推認できる内容であって、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、労働局が行う検査等に

係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって，当該部分は，法14条7号イに該当せず，開示すべきである。

オ 通番15及び通番16

当該部分は，申告事案の処理経過簿の記載の一部であるが，法14条2号に規定する個人に関する情報が含まれているとは認められない。

当該部分のうち兵庫労働局担当官が当該代理人に伝えた内容の記載は，原処分において開示されている情報と同様であるか又はそれから推認できる内容であり，審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分は，事務的な日程調整の記載にすぎない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当せず，また，上記アと同様の理由により，同条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

カ 通番19，通番42及び通番62

当該部分は，審査請求人又はその代理人が兵庫労働局に提出した申告書及び証拠説明書並びに特定裁判所に提出した証拠説明書に押印された審査請求人の代理人複数名の印影であり，審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため，当該部分は，これを開示しても，事業を営む個人の当該事業に関する権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法14条3号イに該当せず，開示すべきである。

キ 通番20ないし通番41，通番43ないし通番61，通番64ないし通番66及び通番68ないし通番74

当該部分は，審査請求人が，両事業所について労働者派遣法違反があるとして兵庫労働局に申告を行い，又は特定事業所Bの雇用に係る取扱いについて提訴したことに関し，審査請求人又はその代理人が作成し同労働局又は特定裁判所に提出した資料に記載された内容である。具体的には，同労働局に提出された申告書及びその添付資料，FAX送付状及び送付資料，労働者派遣法違反に係る証拠説明書及び証拠資料，両事業所から収集した資料，又は特定裁判所に提出された証拠説明書及び証拠資料に記載された両事業所の職員の職氏名，署名，印影，住所，電話番号，メールアドレス，口座番号及び業務内容・地位である。

当該部分は，法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個

人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ク 通番63(1)及び通番67(1)

当該部分は、審査請求人又はその代理人が特定裁判所に提出した証拠説明書に押印された審査請求人の代理人複数名の印影である。当該部分は、法14条3号本文に規定する開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であるが、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記カと同様の理由により、同条3号イにも該当せず、開示すべきである。

ケ 通番63及び通番67(上記クを除く。)

当該部分は、審査請求人又はその代理人が特定裁判所に提出した証拠説明書に記載された両事業所の職員の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

コ 通番75(1)

当該部分は、両事業所が兵庫労働局に提出した資料の一部である。当該部分は、具体的には、資料の送付状、特定事業所Aの組織図、敷地図、工場平面図、派遣社員管理台帳、派遣通知書、派遣会社一覧、特定事業所Aの意見書、両事業所間の請負(関連契約を含む。)の契約書、兵庫労働局による資料の一時預かり証及び資料の返却通知、特定事業所Bが発行した審査請求人等の就業条件通知書、労働契約書、整理解雇予告通知書、欠勤・残業届出表、審査請求人の賃金台帳、休日時間外等記入票の一部及びこれら資料に付随する白紙部分である。

当該部分のうち、欠勤・残業届出表の記録は審査請求人が連絡した事項である。その余の部分のうち、白紙部分を除くと、組織図、敷地図及び工場平面図は、工場の全体及び審査請求人の所属部署に係るものであって、特定事業所Aで勤務していた審査請求人が知り得

る情報であり、その余は、原処分において開示されている情報であるか、又は上記キにおいて開示すべきと判断された情報である。このため、当該部分は、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分のうち、兵庫労働局担当官の職氏名、両事業所の代表者及び職員の職氏名、業務内容等並びに審査請求人以外の者の勤怠状況等に係る情報は、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、上記のとおり、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。当該部分には、このほか、審査請求人以外の個人に関する情報が含まれているとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業所Bの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働局が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

サ 通番75（上記コを除く。）

当該部分は、特定事業所Bが兵庫労働局に提出した資料の一部であり、当該事業所の法人登記の履歴事項全部証明書の写しである。履歴事項全部証明書は、商業登記法10条により誰でも一定の手続を経れば申請、交付を受けることができることから、その内容は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分のうち、代表者の氏名及び法務局登記官の職氏名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、そのうち代表者の氏名は審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当する。登記官の職氏名は、公務員の職務の遂行に関する情報であり、そのうち職名は同号ただし書ハに該当し、氏名は、これを公にすることに支障があるとは認められないことから、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）により、公にするものに当たり、同号ただし書イに該当する。当該部分には、このほか、審査請求人以外の個人に関する情報が含まれているとは認め

られない。

このため、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記コと同様の理由により、同条3号イ及びロ並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表1の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性について

通番20は、審査請求人又はその代理人が兵庫労働局に提出した申告書中の当事者目録に手書きで追記された審査請求人の共同申告者の携帯電話番号であると認められる。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イ該当性について

(ア) 通番75a

当該部分は、両事業所が兵庫労働局に提出した資料の一部であり、具体的には、審査請求人の勤務先部署以外の平面図、製造日程表や製造依頼書の例、特定事業所Aの提出した意見書の意見内容、両事業所間の派遣契約書、特定事業所Bの事業報告書等である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、事業所等関係者からの資料提出の協力が得られなくなるなど、労働局が行う労働者派遣法の指導監督に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番75b

当該部分は、両事業所が兵庫労働局に提出した資料の一部であり、具体的には、特定事業所Aの作成した派遣社員管理台帳及び特定事業所Bの社員住所録のほか、審査請求人以外の者に係る派遣通知書、入退場許可証、休日・時間外労働時間の記入票、派遣契約に係る単価明細、労働者派遣個別契約書、就業条件明示書、賃金台帳、整理解雇予告通知書及び労働契約書である。

当該部分は、行ごと、表ごと、頁ごと又は文書ごとにそれぞれ審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別する

ことができるものに該当し、審査請求人を識別することができる情報を含むものとは認められないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

ウ 法14条2号、3号イ及び7号イ該当性について

通番8、通番9、通番11及び通番14ないし通番16は、申告事案の処理経過簿の記載の一部であり、兵庫労働局が行った両事業所に対する調査及び関係者とのやり取りの具体的内容が記載されている。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労働局の調査手法・内容及び調査結果に基づく調査官の判断が明らかとなり、労働局が行う労働者派遣法の指導監督に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ該当性について

通番1は、申告事案調書の記載の一部であり、特定の事業所についての労働者派遣法に関係する内容が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ及び7号イ該当性について

通番3ないし通番7、通番10、通番12及び通番17は、申告事案の処理経過簿の記載の一部であり、兵庫労働局が行った両事業所に対する調査及び関係者とのやり取りに関する具体的内容が記載されている。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を保有個人情

報に該当しない，又は法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については，諮問庁が同条2号，3号イ及びロ並びに7号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち，通番75bは審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないことから，不開示としたことは結論において妥当であり，通番75b及び別表1の3欄に掲げる部分を除く部分は，同条2号，3号イ及び7号イに該当すると認められるので，同条3号ロについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であるが，同欄に掲げる部分は，同条2号，3号イ及びロ並びに7号イのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表1 不開示情報該当性

1 文書番号, 文書名, 頁等		2 諮問庁が不開示を維持するとしている部分等			3 2欄のうち開示すべき部分	
文書番号	文書名	頁	該当箇所	法14条各号該当性等	通番	
文書1	兵庫労働局が作成した文書	5	① 3行目ないし6行目	3号イ	1	—
		8	② 17行目1文字目ないし9文字目, 17行目15文字目ないし19行目, 22行目6文字目ないし24文字目, 23行目9文字目ないし24行目, 25行目4文字目ないし24文字目, 26行目12文字目ないし27行目, 28行目2文字目, 23文字目, 29行目14文字目ないし31行目	3号イ, 7号イ	2	全て
		9	③ 1行目3文字目ないし28文字目, 2行目7文字目ないし3行目, 5行目ないし37行目, 38行目3文字目ないし28文字目, 39行目7文字目ないし40文字目	3号イ, 7号イ	3	1行目ないし3行目, 36行目ないし39行目
		10	④ 1行目, 3行目ないし9行目, 10行目2文字目ないし23文字目, 11行目14文字目ないし13行目, 14行目3文字目ないし28文字目, 15行目7文字目ないし16行目, 18行目ないし27行目, 28行目3文字目ないし28文字目, 29行目7文字目ないし31行目, 33行目ないし38行目	3号イ, 7号イ	4	1行目, 8行目ないし16行目, 26行目ないし31行目, 37行目, 38行目
		11	⑤ 1行目, 2行目2文字目	3号	5	1行目ない

		ないし23文字目, 3行目14文字目ないし5行目, 6行目3文字目ないし28文字目, 7行目7文字目ないし8行目, 10行目ないし18行目, 19行目3文字目ないし28文字目, 20行目7文字目ないし21行目, 23行目ないし33行目, 34行目4文字目ないし24文字目, 35行目12文字目ないし37行目	イ, 7号イ		し8行目, 17行目ないし21行目, 32行目ないし37行目
12	⑥	1行目2文字目ないし3行目, 5行目ないし8行目, 9行目2文字目ないし11行目, 13行目ないし19行目, 20行目2文字目ないし23文字目, 21行目14文字目ないし25行目, 27行目ないし33行目, 34行目3文字目ないし36行目, 38行目	3号イ, 7号イ	6	1行目ないし3行目, 7行目ないし11行目, 18行目ないし25行目, 31行目ないし36行目
13	⑦	1行目ないし10行目, 11行目3文字目ないし13文字目, 11行目18文字目ないし18行目, 20行目ないし21行目9文字目	3号イ, 7号イ	7	9行目ないし13行目3文字目, 18行目, 20行目, 21行目
14	⑧	7行目20文字目ないし8行目15文字目, 8行目18文字目ないし20文字目, 8行目26文字目ないし31文字目, 8行目34文字目ないし18行目, 19行目4文字目ないし24行目, 26行目1文字目ないし7文字目, 26行目18文字目ないし2	2号, 3号イ, 7号イ	8	7行目ないし9行目, 14行目5文字目ないし18行目

		9行目			
15	⑨	1行目ないし26行目19文字目, 26行目22文字目ないし38行目	2号, 3号イ, 7号イ	9	12行目, 13行目, 27行目7文字目ないし最終文字, 30行目, 32行目, 33行目, 35行目, 37行目, 38行目
16	⑩	1行目ないし10行目, 11行目4文字目ないし12行目, 14行目ないし21行目, 22行目13文字目ないし31行目	3号イ, 7号イ	10	(1) 14行目ないし21行目 (2) 1行目ないし4行目, 8行目ないし12行目, 22行目, 23行目, 30行目, 31行目
17	⑪	1行目ないし6行目9文字目, 6行目12文字目ないし7行目, 9行目ないし20行目10文字目, 20行目13文字目ないし24行目5文字目, 24行目8文字目ないし26行目20文字目, 26行目23文字目ないし35行目4文字目, 35行目7文字目ないし37文字目	2号, 3号イ, 7号イ	11	6行目, 7行目, 9行目ないし13行目, 15行目, 18行目, 19行目, 21行目, 35行目
18	⑫	1行目1文字目ないし8文字目, 1行目11文字目な	3号イ, 7	12	(1) 2行目ないし1

		いし2行目, 3行目3文字目 ないし10行目, 12行目な いし15行目5文字目, 15 行目8文字目ないし16行 目, 17行目5文字目ないし 18行目, 20行目ないし2 2行目, 23行目4文字目な いし28行目, 30行目36 文字目ないし31行目	号イ		0行目, 1 7行目, 1 8行目, 2 0行目ない し28行目 (2) 1行 目, 12行 目1文字目 ないし4文 字目, 9文 字目ないし 13行目2 0文字目, 27文字目 ないし37 文字目, 1 5行目, 1 6行目, 3 0行目, 3 1行目
19	⑬	1行目, 7行目3文字目 ないし8行目	7号イ	13	全て
20	⑭	13行目, 14行目, 1 6行目, 18行目ないし20 行目, 22行目, 23行目, 24行目3文字目ないし25 行目, 27行目	2号, 3号 イ, 7 号イ	14	—
21	⑮	1行目ないし5行目, 7 行目ないし11行目, 13行 目, 15行目, 16行目, 1 8行目ないし21行目	2号, 3号 イ, 7 号イ	15	15行目, 16行目
22	⑯	2行目8文字目ないし6 行目, 8行目, 9行目, 11 行目ないし12行目, 14行 目ないし15行目, 17行目 ないし19行目	2号, 3号 イ, 7 号イ	16	8行目, 9 行目, 17 行目ないし 19行目
24	⑰	3行目3文字目ないし5	3号	17	25行目な

			行目, 8行目37文字目ないし10行目, 12行目ないし17行目, 19行目ないし21行目, 23行目ないし26行目	イ, 7号イ		いし26行目4文字目
		25	⑱ 5行目17文字目ないし7行目, 8行目18文字目ないし11行目	3号イ, 7号イ	18	全て
文書2	請求人又は代理人等が作成した文書1	27	① a 印影	3号イ	19	全て
			① b 4行目8文字目ないし14文字目, 5行目5文字目ないし11文字目, 6行目5文字目ないし11文字目	新たに開示	—	—
		34	② a 不開示部分 (bを除く。)	2号	20	全て (携帯電話番号を除く。)
			② b 「申告者ら代理人」の職氏名, 郵便番号, 住所・電話番号・FAX番号	新たに開示	—	—
		35	③ 4行目ないし17行目	2号	21	全て
		37ないし39	④ a 不開示部分 (bを除く。)	2号	22	全て
			④ b 2行目7文字目ないし6行目, 7行目4文字目ないし11行目, 12行目4文字目ないし16行目	新たに開示	—	—
		41, 42	⑤ a 不開示部分 (bを除く。)	2号	23	全て
			⑤ b 36行目1文字目ないし3文字目	新たに開示	—	—
		44ないし46	⑥ a 不開示部分 (bを除く。)	2号	24	全て
⑥ b 20行目10文字目ないし15文字目, 20行名20文字目ないし21文字目, 21行目21文字目ないし22文字目, 40行目25文字	新たに開示		—	—		

		目ないし26文字目			
48		⑦ 2行目1文字目ないし5文字目	2号	25	全て
49		⑧ 2行目1文字目ないし3文字目	2号	26	全て
50		⑨ 2行目1文字目ないし4文字目	2号	27	全て
51ないし66, 68, 69		⑩ 個人の氏名及びメールアドレス	2号	28	全て
70		⑪ a 不開示部分 (bを除く。)	2号	29	全て
		⑪ b 17行目1文字目ないし4文字目, 18行目1文字目ないし4文字目, 19行目1文字目ないし7文字目	新たに開示	—	—
71ないし94		⑫ 個人の氏名及びメールアドレス	2号	30	全て
95		⑬ 「承認印」欄及び「確認印」欄の職氏名	2号	31	全て
96		⑭ 個人の氏名及びメールアドレス	2号	32	全て
97		⑮ 「確認者」欄及び「作成者」欄の氏名	2号	33	全て
98		⑯ 個人の氏名及びメールアドレス	2号	34	全て
99		⑰ 「確認者」欄及び「作成者」欄の氏名	2号	35	全て
100		⑱ 個人の職氏名及びメールアドレス	2号	36	全て
101		⑲ 「確認者」欄及び「作成者」欄の氏名	2号	37	全て
102ないし104, 106, 107		⑳ 個人の氏名及びメールアドレス	2号	38	全て
108		㉑ 個人の職氏名及びメールアドレス	2号	39	全て

		109ないし115	㉔ 個人の氏名及びメールアドレス	2号	40	全て
文 書 3	代理人 が作成 した文 書	116	① 6行目ないし9行目	新たに 開示	—	—
		117	② 6行目33文字目ないし8行目31文字目, 11行目42文字目, 43文字目	2号	41	全て
		118, 119	③ 118頁16行目ないし19行目, 20行目4文字目ないし22行目 ④ 119頁1行目17文字目ないし24文字目, 「郵便はがき」の郵便番号, 住所, 宛名	新たに 開示	—	—
文 書 4	請求人 又は代 理人等 が作成 した文 書2	120	① a 印影	3号イ	42	全て
			① b 6行目10文字目ないし13文字目, 7行目5文字目ないし8文字目, 8行目5文字目ないし8文字目	新たに 開示	—	—
		123	② a 11行目4文字目ないし7文字目, 12行目4文字目ないし7文字目, 16行目7文字目ないし10文字目, 17行目11文字目ないし20文字目, 18行目7文字目ないし10文字目, 19行目11文字目ないし20文字目, 20行目7文字目ないし10文字目, 21行目11文字目, 12文字目, 22行目7文字目ないし10文字目, 23行目11文字目ないし20文字目, 24行目7文字目ないし10文字目及び25行目2文字目ないし16文字目	2号	43	全て
			② b 13行目8文字目ないし11文字目, 14行目8文	新たに 開示	—	—

		字目ないし11文字目, 15 行目8文字目ないし11文字 目			
124	③	1行目7文字目ないし1 0文字目, 2行目9文字目な いし12文字目, 15行目1 6文字目, 17文字目, 15 行目21文字目, 22文字目	2号	44	全て
125	④	13行目29文字目, 3 0文字目	2号	45	全て
126	⑤	17行目4文字目, 5文 字目	2号	46	全て
134, 13 6, 139,	⑥ a	不開示部分 (bを除 く。)	2号	47	全て
142, 14 5ないし16 3のうち奇 数, 167, 171, 17 4, 177, 180	⑥ b	「連絡票」欄の「担 当」	新たに 開示	—	—
135, 13 7, 140,	⑦ a	不開示部分 (bを除 く。)	2号	48	全て
143, 14 6ないし16 4のうち偶 数, 168, 172, 17 5, 178, 181	⑦ b	「完了報告書」欄の 「担当」	新たに 開示	—	—
138, 14 1, 144,	⑧ a	不開示部分 (bを除 く。)	2号	49	全て
166, 16 9, 173, 176, 17 9, 182	⑧ b	「実施の確認」欄の 「担当」	新たに 開示	—	—
165	⑨	個人の氏名及び印影	2号	50	全て

		184ないし189及び191ないし202	⑩ a 不開示部分（bを除く。）	2号	51	全て
		204及び205	⑩ b 「発生状況」欄の「作成者」, 「処理の実施」欄の「作成者」及び「原因調査内容」欄の「担当者」	新たに開示	—	—
		207	⑪ 個人の職氏名及び印影	2号	52	全て
		208	⑫ 個人の氏名及び印影	2号	53	全て
		210	⑬ 個人の印影	2号	54	全て
		211	⑭ 個人の氏名及び印影	2号	55	全て
		212ないし222	⑮ 個人の氏名	2号	56	全て
		223ないし239	⑯ 個人の職氏名及び印影	2号	57	全て
		240ないし255	⑰ 個人の氏名	2号	58	全て
文書5	請求人又は代理人等が作成した文書3	257ないし279のうち奇数	① 個人の氏名	2号	59	全て
			② 個人の職氏名	2号	60	全て
文書6	請求人又は代理人等が作成した文書4	377ないし380, 385ないし387	個人の職氏名	2号	61	全て
文書7	請求人又は代理人等が作成した文書5	450	① a 印影	3号イ	62	全て
		452	① b 6行目11文字目ないし14文字目, 7行目5文字目ないし8文字目, 8行目5文字目ないし8文字目	新たに開示		
			② a 印影, 「立証趣旨」欄12行目6文字ないし7文字目	2号, 3号イ	63	(1) 印影 (2) 全て ((1) を除く。)

		②b 6行目11文字目なし14文字目, 7行目5文字目なし8文字目, 8行目5文字目なし8文字目	新たに開示	—	—
	453, 458, 459, 489, 490, 498, 502, 507, 510, 527, 531ないし533, 536, 539, 540, 560, 561	③ 個人の氏名	2号	64	全て
	454	④a 不開示部分 (bを除く。)	2号	65	全て
		④b 「作成者」欄13行目3文字目なしし14行目, 「立証趣旨」欄13行目3文字目なしし5文字目	新たに開示	—	—
	455, 457, 460, 461, 528, 529, 534, 535, 562	⑤ 個人の職氏名	2号	66	全て
	456	⑥a 印影, 「作成者」欄1行目4文字目なしし2行目, 「立証趣旨」欄1行目8文字目なしし9文字目, 4行目4文字目なしし7文字目, 4行目9文字目, 10文字目	2号, 3号イ	67	(1) 印影 (2) 全て ((1) を除く。)
		⑥b 7行目11文字目なしし14文字目, 8行目5文字目なしし8文字目, 9行目5	新たに開示	—	—

			文字目ないし8文字目			
		487	⑦ a 不開示部分（bを除く。）	2号	68	全て
			⑦ b 「原因調査内容」欄の「担当者」	新たに 開示	—	—
		488, 499 ないし501, 503 ないし505, 508, 541 ないし558	⑧ 個人の氏名及びメールアドレス	2号	69	全て
		493ないし 496, 537	⑨ 個人の職氏名及びメールアドレス	2号	70	全て
		509	⑩ 個人のメールアドレス	2号	71	全て
		530, 559	⑪ 個人の氏名及び印影	2号	72	全て
		538	⑫ a 不開示部分（bを除く。）	2号	73	全て
			⑫ b 「確認者」欄の「確認者」	新たに 開示	—	—
		569ないし 571	⑬ a 不開示部分（bを除く。）	2号	74	全て
			⑬ b 弁護士氏名	新たに 開示	—	—
文書11	事業所が兵庫労働局へ提出した文書	639ないし 961	別表2の1欄のとおり。	2号, 3号イ 及び 口, 7 号イ	75	別表2の2欄のとおり。

(注) 1 当審査会事務局において表の表記方法を整理した。

2 原処分における不開示部分を含まない以下の文書は記載を省略した。
文書8ないし文書10 請求人が作成した文書1ないし文書3

別表 2

1	2
<p>a 全て (bを除く。)</p> <p>b 679頁 (表題, 表頭, 表側, 35の行及びこれに係る派遣元事業所者名を除く。), 680頁, 681頁, 682頁, 683頁 (表の右から1列目, 3列目及び4列目に限る。), 742頁ないし744頁, 757頁ないし761頁, 766頁, 771頁ないし783頁, 786頁, 787頁, 788頁 (表の右から1列目, 3列目及び4列目に限る。), 789頁ないし798頁, 801頁ないし821頁, 823頁, 866頁, 867頁, 869頁ないし902頁, 904頁ないし909頁, 910頁 (右から1列目ないし3列目の表に限る。), 911頁ないし917頁, 918頁 (右から1列目ないし3列目の表に限る。), 919頁ないし925頁, 926頁 (右から1列目ないし3列目の表に限る。), 927頁ないし930頁, 931頁及び932頁 (表のうち1行目ないし3行目, 5行目</p>	<p>(1) 639頁 (12行目, 14行目, 15行目, 16行目括弧内, 18行目, 20行目及び工場長印影を除く。), 640頁 (工場の合計人数及び製作係の人数を除き, 各工程の主な製品名については巾木工程に限る。), 641頁及び642頁 (最右列の係長, 最左端の課長付, MV工程3人目及び右か3頁, 646頁, 647頁, 679頁 (表題, 表頭, 表側, 35の行及びこれに係る派遣元事業所の名称に限る。), 683頁 (表の右から1列目, 3列目及び4列目を除く。), 684頁表題, 表の表頭, 最終行, 685頁 (1行目及び4行目ないし10行目を除く。), 686頁 (1行目及び4行目ないし11行目 (印影を含む。))を除く。), 687頁1行目ないし3行目, 9行目1文字目ないし11文字目, 10行目7文字目ないし30文字目, 12行目1文字目ないし14文字目, 13行目10文字目ないし14行目3文字目, 15行目ないし18行目12文字目, 693頁7行目ないし11行目23文字目, 13行目12文字目ないし14行目1文字目, 701頁ないし704頁, 706頁ないし711頁, 762頁及び763頁 (項番1, 2, 4, 6ないし9及び16ないし18を除く。), 764頁, 767頁, 784頁, 788頁 (表の右から1列目, 3列目及び4列目を除く。), 799頁 (派遣条件のうち派遣料金及び支払条件の欄を除く。), 800頁 (事業所印影を除く。), 822頁, 824頁ないし832頁, 841頁, 842頁ないし848頁, 851頁表題, 22行目ないし26行目, 852頁11行目ないし14行目, 854頁1行目, 19行目, 20行目, 855頁24行目, 25行目, 857頁6行目, 8行目, 9行目, 23行目, 858頁12行目, 13行目, 859頁13行目, 15行目, 16行目, 18行目, 860頁14行目, 33行目, 861頁26行目, 862</p>

<p>ないし 2 3 行目に限 る。), 9 4 3 頁ないし 9 5 7 頁, 9 5 9 頁ない し 9 6 1 頁</p>	<p>頁 1 行目, 8 6 3 頁 2 行目, 1 1 行目, 1 3 行目, 8 6 8 頁, 9 0 3 頁, 9 1 0 頁, 9 1 8 頁及び 9 2 6 頁の 3 頁 (表題, 表頭, 表側及び左端の表に限 る。), 9 3 1 頁 (表題, 表頭, 表側及び 4 行目に 限る。), 9 5 8 頁 (2) 8 6 4 頁, 8 6 5 頁</p>
--	--